| 主眼事項 | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 運営基準については、訪問介護と同等のため訪問介護の点検表を確認 |
| 第1号事業支給費の算定及び取扱い１　基本的事　項 | □ 事業に要する費用の額は，令和３年厚生労働省告示第72号「介護保険法施行規則第140条の63の2第１項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表」により算定されているか。　◆Ｒ３厚労省告示第７２号一、Ｈ２９告示第２０号第６条□　事業に要する費用の額は，平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定されているか。　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号二□　１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて計算しているか。　◆Ｒ３厚労省告示第７２号三 □　訪問型サービスの行われる利用者の居宅について訪問型サービスは要支援者等の居宅において行われるものとされており，要支援者等の居宅以外において行われるものは算定できない。　◆平１８老計発第０３１７００１号他第２の１（５）、◆令３老認０３１９第３号第２の１（５） | 適・否 | 宮津市：その他　10円 |
| ２　訪問型サービス費 | □　訪問型サービスを行った際の費用は，次に掲げる区分に応じ，それぞれ所定単位数を算定しているか。　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１ （1） 訪問型サービス費　（１月につき）　　イ　訪問型サービス費(Ⅰ)　　　1,176単位　　　（要支援１，要支援２又は事業対象者である者に週１回程度の訪問を行うサービス計画がある場合） 　ロ　訪問型サービス費(Ⅱ)　　　2,349単位　　　（要支援１，要支援２又は事業対象者である者に週２回程度の訪問がある場合）　　ハ　訪問型サービス費（Ⅲ）　　3,727単位　　　（要支援２である者に週２回を超える程度の訪問を行うサービス計画がある場合）　（１回につき）　　二　訪問型サービス費（Ⅳ）　　287単位　※　　　（要支援１，要支援２又は事業対象者である者に週１回程度の訪問を行うサービス計画がある場合　　１月４回まで）　　ホ　訪問型サービス費（Ⅴ）　　179単位※　　　（生活援助が中心で、所要時間20分以上45分未満の場合）　　へ　訪問型サービス（Ⅵ）　　　220単位　※　　　（生活援助が中心で、所要時間45分以上の場合）　　ト　訪問型サービス費（短時間サービス）　　163単位　※　※　現時点で、宮津市では1回あたり単価等（ニ～ト）は使用しない。*Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.３　問17**計画等に基づくサービス以外の，利用者の個人的な選好により提供したサービスについては，定額報酬の対象外である。**Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.２　問３，４，５**利用回数・時間は，一律に上限や標準利用回数が定められるものではなく，具体的な利用回数については，サービス提供事業者が利用者の状況や提供すべきサービス内容等に応じて適切に判断し，決定する。（過小サービスでないか等内容の適切性については，訪問型サービス事業者が点検）**◎　訪問型サービスの取扱いは，従前の介護予防訪問介護と基本同じ。*◎月額包括報酬の日割り算定要件

|  |  |
| --- | --- |
| 月途中の事由 | 起算日 |
| 開始 | 区分変更（要支援１⇔要支援２）区分変更（事業対象者⇔要支援） | 変更日 |
| 区分変更（要介護→要支援・事業対象者）事業所の変更（同一サービスのみ）事業開始（指定有効期間開始）事業所指定効力停止の解除 | 契約日 |
| 利用者との契約開始 | 契約日 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居 | 退去日の翌日 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 | 契約解除日の翌日 |
| 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所 | 退所日の翌日 |
| 終了 | 区分変更（要支援１⇔要支援２）区分変更（事業対象者⇔要支援） | 変更日 |
| 区分変更（要支援・事業対象者→要介護）事業所の変更（同一サービスのみ）事業廃止（指定有効期間満了）事業所指定効力停止の開始 | 契約解除日（廃止・満了日）（開始日） |
| 利用者との契約解除 | 契約解除日 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 | 入居日の前日 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 | サービス提供日（通い，訪問又は宿泊）の前日 |
| 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所 | 入所日の前日 |

□　介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定できない。　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１注５□　利用者が一の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１注１３ | 適・否 | 【日割り計算した事例の有・無】 |
| ３　高齢者虐待防止措置未実施減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１注６　◎　本主眼事項第４の32に規定する措置を講じていない場合に、速やかに改善計画を宮津市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を宮津市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。◆平１２老企３６第３の８参考*Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問167**・　高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となる。**・　なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問168**・　過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問169**・　改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から３か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。* | 適・否 | 【　該当の有・無　】虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無　【有・無】虐待の防止のための指針の有無　【有・無】虐待の防止のための研修（年１回以上必要　）年　　月　　日担当者名（　　　　　） |
| ４　業務継続計画未策定減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　　　　◆３厚労省告示第７２号別表１注７　◎　本主眼事項第４の22に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。　　　　　◆平１２老企３６第３の９参考*Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.６　問7**・　感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。**・　なお、令和３年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問166**・　業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。**・　例えば、通所介護事業所が、令和７年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和７年10月からではなく、令和６年４月から減算の対象となる。**・　また、訪問介護事業所が、令和７年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和７年４月から減算の対象となる。* | 適・否 | 【　該当の有・無　】感染症に係る業務継続計画の有無【有・無】非常災害に係る業務継続計画の有無【有・無】令和７年３月31日までは適用しない。 |
| ５　指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い | □　指定介護型ヘルプサービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護型ヘルプサービス事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護型ヘルプサービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護型ヘルプサービス事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護型ヘルプサービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護型ヘルプサービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護型ヘルプサービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定介護型ヘルプサービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定介護型ヘルプサービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、介護型ヘルプサービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。当該規定を適用する場合は、支給限度額の算定の際、減算前の単位数で算定する。　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１注８ |  |  |
| ６　特別地域訪問型サービス加算 | □　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は，当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は，特別地域加算として，１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１注９ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| ７　中山間地域等小規模事業所加算 | □　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し，かつ，１月当たり実利用者数が５人以下である訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は，当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスを行った場合は，１月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１注１０ | 適・否 | 【　算定の有・無　】１月当たり実利用者数 人 |
| ８　中山間地域等サービス提供加算 | □　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して，通常の事業の実施地域を越えて，訪問型サービスを行った場合は，１月につき所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１注１１ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| ９ 初回加算 | □　事業所において，新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して，サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該指定訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は，１月につき200単位を加算しているか。 　　　　 ◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１ハ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 10　生活機能向上連携加算 | □　生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位　　サービス提供責任者が，指定訪問リハビリテーション事業所，指定介護予防訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所，指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテ－ションを実施している医療提供施設の医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき，生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し，当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行った場合は，初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に，所定単位数を加算しているか。□　生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位利用者に対して，指定訪問リハビリテーション事業所，指定介護予防訪問リハビリテーション事業所，指定通所リハビリテーション事業所，指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が，指定介護予防訪問リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により，当該医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い，かつ，生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって，当該医師，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士と連携し，当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは，初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間，1月につき所定単位数を加算しているか。ただし，（Ⅰ）を算定している場合は，算定しない。◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１ニ　◆令３老認発０３１９第３号第２の２（６） | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 11　口腔連携強化加算 | □　口腔連携強化加算　50単位　　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式により届出た指定介護型ヘルプサービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員、介護支援専門員又は第１号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算しているか。　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１ホ |  |  |
| 12　介護職員処遇改善加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（「令和６年３月15日老発0315第２号」で定める基準を言う。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして宮津市長に届け出た訪問型サービス事業所が，利用者に対し，訪問型サービスを行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，所定単位数に加算しているか。ただし，当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は，当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。　　　　◆Ｒ３厚労省告示第７２号別表１ヘ　⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数 × 245／1000　⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数 × 224／1000　⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数 × 182／1000　⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数 × 145／1000□　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして宮津市長に届け出た訪問型サービス事業所（上記の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴　所定単位数 × 221／1000　⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵　所定単位数 × 208／1000　⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶　所定単位数 × 200／1000　⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷　所定単位数 × 187／1000　⑸　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸　所定単位数 × 184／1000　⑹　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹　所定単位数 × 163／1000　⑺　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺　所定単位数 × 163／1000　⑻　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻　所定単位数 × 158／1000　⑼　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼　所定単位数 × 142／1000　⑽　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽　所定単位数 × 139／1000　⑾　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾　所定単位数 × 121／1000　⑿　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿　所定単位数 × 118／1000　⒀　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀　所定単位数 × 100／1000　⒁　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁　所定単位数 × 76／1000※　介護職員等処遇改善加算に使用する所定単位数は、１から８までにより算定した単位数の合計とする。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 13　サービス種類相互の算定関係 | □　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に，訪問型サービス費を算定していないか。　　　　◆平１８老計発第０３１７００１号他第２の１（２）　◎　ただし，指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に，当該事業者の費用負担により，その利用者に対して訪問型サービスを利用させることは差し支えない。　◎　介護予防短期入所者生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者については，訪問型サービス費等は算定できない。　 | 適・否 | 【　該当の有・無　】 |
| 14　その他 | □　上記以外の基本的な取扱いについては，訪問介護の取扱い方針に従うこととしているか。　　　◆令３老認発０３１９第３号第２の２（１）、（１０） | 適・否 |  |